

# 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

平成26年9月定例会

会 議 録

# 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

## 平成26年9月定例会

1. 招集の日時 平成26年8月8日 午前10時
2. 招集の場所 匝瑳市ほか二町環境衛生組合  
松山清掃工場 2階 会議室
3. 開会、散会の日時 開 会 平成26年8月8日 午前10時00分  
散 会 平成26年8月8日 午前11時20分
4. 出席議員の氏名 議 長 佐藤 晴彦  
2 番 椎名 義光  
3 番 加瀬 芳廣  
4 番 鈴木 唯夫  
5 番 行木 光一  
6 番 石田 勝一
5. 地方自治法第121条の規定による出席者  
管 理 者 太田 安規  
副 管 理 者 菅澤 英毅  
会 計 管 理 者 茅森 茂  
事 務 局 長 佐藤 和  
事 務 局 次 長 石橋 清  
匝 瑳 市 環 境 生 活 課 長 鈴木 良雄  
多 古 町 生 活 環 境 課 長 大木 信一  
横 芝 光 町 環 境 防 災 課 長 堀越 健一
6. 職務のため議場に出席した事務局職員の氏名  
主 査 高山 健

## 7. 議 事 日 程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 副議長の選挙
- 日程第6 議案（第1－2号）の上程
- 議案第1号 平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第2号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第7 提案理由の説明
- 日程第8 質 疑
- 日程第9 討 論
- 日程第10 採 決
- 日程第11 閉 会

## 8. 会議に付した事件

- 議案第1号 平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第2号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

## 9. 議 事 の 経 過

【開会：午前10時】

佐藤議長 皆さん、おはようございます。

本日は、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

これより、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成26年9月定例会を開

会いたします。

なお、本日は、全議員出席でございますので、会議は成立いたしました。

次に、本定例会に地方自治法第121条の規定に基づく議長の出席要求に対する議案の説明員として出席する者及び委任指名を受けた説明補助者の職氏名は、別紙一覧表のとおりであります。

よって、お手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

議案の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 それでは、直ちに会議を開きます。

佐藤議長 ご報告申し上げます。

去る6月27日に岩井孝寛議員がご逝去なされました。

誠に哀悼痛惜の極みにたえません。

ここで、亡き岩井孝寛議員のご冥福をお祈りし、謹んで黙禱を捧げたいと存じます。

全員のご起立をお願いします。

黙禱始め。

(黙禱)

佐藤議長 黙禱終わり。

ありがとうございました。

ここで申し上げます。

岩井孝寛議員のご逝去につきまして、太田管理者から追悼の発言の申し出がありましたので、これを許します。

皆さんご着席願います。

太田管理者 それでは、ただいま議長よりお許しを得ましたので、故岩井孝寛さんの御霊に追悼の言葉を申し上げさせていただきます。

岩井孝寛さんにおかれましては、平成25年11月29日から平成26

年6月26日の間、当組合議会の議員としてまた、組合議会副議長として佐藤議長を支えてこられ当組合の運営に多大なるご尽力を賜りました。

在任中におかれましては、豊富な経験と卓越した執権をもって、平成26年3月定例会では匝瑳市ほか二町環境衛生組合当初予算の調整及び議会議規則の一部改正等円滑な議事の運営に尽くされました。

温厚で、誠実なお人柄から議員各位からの信頼も厚く組合議会の調整役として、お力添えをいただくとともに環境衛生事業の充実に向けて並々ならぬ思いをお持ちでありましたので、私といたしましても引き続きお力をお貸しいただけるものと期待をしておりました折、こんなにも早く逝去されるとは、誠に無念でなりません。

生前のご遺徳とご功績に対しまして、尊敬の念と感謝の意を捧げますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げまして、追悼の言葉とさせていただきます。

平成26年8月8日 匝瑳市ほか二町環境衛生組合管理者太田安規。

佐藤議長 日程第2、議席の指定を行います。

ただいま着席されている議席を本議席に指定いたします。

なお、議員諸君の氏名とその議席番号については、お手元に配付いたしました議席表をもってご了承願います。

佐藤議長 日程第3、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 それでは異議なしと認め、本定例会は本日1日限りといたします。

佐藤議長 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により議長が指名いたします。

4番鈴木唯夫議員と5番行木光一議員の両名を指名いたします。

佐藤議長 日程第5、副議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

副議長の選挙が議題となっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議長より指名することに決定いたしました。

副議長に石田勝一議員を指名いたします。

地方自治法第117条の規定により、石田勝一議員は退席をお願いします。

(石田勝一議員退席)

佐藤議長 お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、石田勝一議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました、石田勝一議員が副議長に当選されました。

石田勝一議員議場にお入り下さい。

(石田勝一議員入場)

佐藤議長　ただいま、石田勝一議員が副議長に当選されましたので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

副議長に当選されました石田勝一議員より、ご挨拶をお願いします。

石田議員　自席で失礼いたします。

謹んでお受けいたしたいと思えます。

なお、佐藤議長を補佐し当議会が公正運営に行われますよう努力したいとこのように思えます。

よろしく願いいたします。

佐藤議長　日程第6、これより議案第1号から議案第2号について、一括上程にいたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長　異議なしと認め、一括上程といたします。

佐藤議長　日程第7、これより管理者から挨拶を兼ねまして、提案理由の説明をお願いいたします。

太田管理者　はい、議長。

佐藤議長　はい、管理者。

太田管理者　皆様、おはようございます。

本日は、平成26年9月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、大変ご多忙の折にもかかわらず、ご参集を賜り、心から感謝申し上げます。

また、日頃から匝瑳市ほか二町環境衛生組合の運営につきまして、格別なるご理解とご協力を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、議案2件のご審議をお願いするわけですが、提案理由のご説明を申し上げる前に、当組合の施設の概況について申し上げます。

初めに、松山清掃工場につきましては、昭和59年度に稼動を開始し、

以来30年が経過しております。

当施設においては、設備や使用機械の老朽化が著しいことから、施設の延命化のため平成25年度においては、松山清掃工場の煙突補修、補強工事を行いました。

平成26年度におきましては、松山清掃工場点検及び修繕計画作成業務を予算化し、適切な修繕を実施いたしながら、施設の延命化に万全の体制で取り組んでまいります。

また、山桑メモリアルホールにおいては、平成14年度に稼働を開始し、管内住民の皆様方にご利用をいただくなど、順調に運営しているところでございますが、稼働後12年が経過し、火葬炉の耐用年数を迎えたことから、平成25年度においては、火葬炉全体の積替え工事を実施いたしました。

これにより、今後10年程度は火葬炉の大規模補修を行うことがなく、皆様にご利用いただけるものと考えております。

今後とも、適切な維持管理を行いながら、地域の皆様方へのニーズにお応えし、サービスの充実に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力、ご支援を心からお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたします議案2件の提案理由を申し上げます。

議案第1号 平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項の規定により、平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算書が会計管理者から関係書類とともに提出されましたので、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別冊のとおり審査意見書が提出されました。



よって同条第3項の規定により、議会の認定を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第2号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

本案は、地方公務員法（昭和25年法律第251号）第35条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるため、条例を制定いたしたく提案いたしました次第であります。

以上でございますが、よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

佐藤議長 管理者の挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

佐藤議長 この際、お諮りいたします。

これより、日程第8、質疑に入りますが上程されました議案2件は逐条審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

佐藤議長 異議なしといたします。

議案第1号平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容説明を求めます。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

佐藤事務局長 事務局長の佐藤と申します。

よろしく申し上げます。

お手元に配布してあります、平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算書、施策の成果の説明書、参考資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず最初に、決算書をお開きいただきたいと思います。

決算書の3ページと4ページには歳入と歳出の全体の概要が記載してございます。

その内容について、6ページをご覧ください。

平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の事項別明細書になります。

こちらについてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。

歳入1款、分担金及び負担金から説明いたします。

当初予算額5億708万6千円に対しまして、収入済額が5億708万6千円で100%の収入率でございます。

前年度より1千293万8千円の2.5%の減でございました。

負担金の構成市町別内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。

匝瑳市が2億9千972万7千円の負担額で59.1%の負担率でございます。

多古町は、1億1千691万5千円23.1%の負担率でございます。

横市光町は、9千44万4千円の額で17.8%の負担率でございます。

2款、使用料及び手数料、当初予算額1億5千502万3千円に対しまして、収入済額1億6千929万8千540円、109.2%の収入率でございます。

前年度より748万8千400円、4.6%の増でございました。

この内、1項1目の火葬場使用料は、当初予算額2千333万7千円に対しまして、収入済額は、2千387万4,840円で、102.3%の収入率です。

前年度より、117万1千円、4.7%の減でした。

使用料の内訳については、備考欄に欄記載のとおりで、火葬分、式場分、

遺族控室分等であります。

次に、7ページをご覧ください。

2項1目、ごみ収集処理手数料の当初予算額1億3千168万6千円に對しまして、収入済額は、1億4千542万3千700円で、110.4%の収入率です。

前年度より865万9千400円、6.3%の増でした。

次に、8ページをご覧ください。

3款、財産収入の当初予算額1千260万8千円に對しまして、収入済額は3千387万5千870円で、当初予算額に對して268.7%の収入率です。

前年度より209万3千742円、6.6%の増でした。

この内、1項、財産運用収入、1目の利子及び配当金の当初予算額は、30万4千円に對しまして、収入済額は、22万5千639円で、74.2%の収入率です。

前年度より4万9千747円、18.1%の減でした。

これは、財政調整基金利子であります。

2項、財産売払収入、1目、物品売払収入の当初予算額は、1千230万4千円に對しまして、収入済額は、3千365万231円で、273.5%の収入率です。

前年度より、214万3千489円、6.8%の増でした。

これは、缶類、金属類、ダンボール、雑誌等の資源ごみリサイクルによる売払い収入と、ペットボトルの有償入札払出金等の合計になります。

収入増の理由として、スチール缶・アルミ缶・雑誌・新聞等の販売単価が上昇したことと、有償入札払出金が歳入見込みを上回ったためであります。

次に、9ページをご覧ください。

4款、繰入金は財政調整基金からの繰入金で、当初予算額7千万円に對しまして、収入済額は4千万円で、57.1%の収入率です。前年度より、2

千万円、33.3%の減でした。

5款、繰越金、当初予算額100万円に対しまして、収入済額は3千506万2千798円で、3506.3%の収入率です。

前年度より2千235万812円、275.8%の増でした。

これは、平成24年度からの繰越金であります。

6款、諸収入、当初予算額34万9千円に対しまして、収入済額は70万6千976円で、202.6%の収入率です。

前年度より6万3千125円、8.2%の減でした。

これは、山桑メモリアルホールや松山清掃工場内の自動販売機の電気使用料や預金利子であります。

歳入合計は、当初予算額7億4千606万6千円に対しまして、収入済額は、7億8千603万184円で、105.4%の収入率で、前年度より106万8千171円、0.1%の減でした。

以上が決算書、歳入の説明であります。

続きまして、歳出のご説明について申し上げます。

歳出につきましては、支出済額が概ね100万円以上・又は特に説明が必要な事項についてご説明申し上げます。

10ページをご覧ください。

1款、議会費、当初予算額12万7千円に対しまして、支出済額は9万1千787円で、72.3%の執行率です。

前年度より、1,289円、1.4%の減でした。

2款、総務費、当初予算額1億256万5千円に対しまして、支出済額は、9千623万4千903円で、93.8%の執行率です。

この内、1項、総務管理費、当初予算額1億253万9千円に対しまして、支出済額は、9千621万2千683円で、93.8%の執行率です。

前年度より、1千722万2千879円、15.2%の減で、632

万6千317円の不用額が生じました。

1目、一般管理費の内2節、給料の支出済額4千258万5千926円は、特別職2名と職員11名の給料であります。

3節、職員手当等の支出済額1千962万5千537円の内訳につきましては、右側の備考欄に記載してありますとおり、扶養手当や通勤手当、期末・勤勉手当等であります。

次に、節の欄の一番下に下がりました、4節、共済費の支出済額2千849万938円は、職員11人分の長期と短期の共済掛け金であります。

11ページをご覧ください。

7節、賃金、支出済額198万4千800円は、嘱託職員1名分の賃金であります。

12ページをご覧ください。

19節、負担金補助及び交付金の支出済額112万557円の内訳については、備考欄に記載のとおり、各種協議会への負担金や安全運転管理者法定講習会手数料、嘱託職員の労働保険料などあります。

2款2項1目、監査委員費、当初予算額2万6千円に対しまして、支出済額は、2万2千220円で、85.5%の執行率であります。

13ページをご覧ください。

3款、衛生費、当初予算額5億2千163万3千円、補正予算額4千6万2千円、計5億6千261万1千300円に対しまして、支出済額は、5億546万7千523円で、89.8%の執行率です。

前年度より、5千50万8千870円で、11.1%の増でありました。

1項、火葬場事業費、当初予算額9千959万4千円に対しまして、支出済額は、8千937万3千385円で、89.7%の執行率です。

前年度より2千926万7千760円、48.7%の増でした。

7節、賃金、支出済額209万2千800円は、嘱託職員1名の賃金で

す。

1 1 節、需用費の支出済額は、2 千 1 1 9 万 8 千 8 5 5 円で、1 5 9 万 6 千 6 5 3 円の不用額が生じました。

支出の内訳は、備考欄に記載のとおりで、主に燃料費、光熱水費、修繕料等であります。

1 4 ページをご覧ください。

1 3 節、委託料の支出済額 3 千 5 1 7 万 6 千 2 7 3 円で、9 8 万 2 千 7 2 7 円の不用額が生じました。

支出の内訳は備考欄記載のとおりです。

後ほど施策の成果で内容についてご説明させていただきます。

1 5 ページをご覧ください。

1 5 節、工事請負費、支出済額 2 千 9 4 0 万円で、7 5 3 万 6 千 4 9 2 円の不用額が生じました。

支出の内訳は、備考欄記載のとおりで、火葬炉全体積替工事です。

後ほど施策の成果で内容についてご説明させていただきます。

3 款 2 項、清掃事業費、当初予算額 4 億 2 千 2 0 3 万 9 千円、補正予算額 4 千 6 万 2 千円、計 4 億 6 千 3 0 1 万 7 千 3 0 0 円に対しまして支出済額は、4 億 1 千 6 0 9 万 4 千 1 3 8 円で、8 9. 9 % の執行率です。

前年度より、2 千 1 2 4 万 1 千 1 1 0 円、5. 4 % の増でした。

不用額 4 千 6 9 2 万 3 千 1 6 2 円が生じました。

この不用額については、入札執行時の差金によるものであります。

次に、7 節の賃金 1 9 4 万 4 0 0 円については、嘱託職員の賃金であります。

1 1 節、需用費の支出済額は 1 億 9 千 9 7 5 万 4 千 1 6 1 円で、1 3 9 万 1 千 4 2 2 円の不用額が生じました。

支出の内訳については、備考欄に記載のとおりです。

後ほど施策の成果で内容についてご説明させていただきます。

16ページをご覧ください。

12節、役務費の支出済額は902万6千650円で、306万1千350円の不用額が生じました。

支出の内訳については、備考欄に記載のとおりで、収集袋販売手数料等であります。

後ほど施策の成果で内容についてご説明させていただきます。

17ページをご覧ください。

13節、委託料の支出済額1億8千802万5千227円で、3千488万7千290円の不用額が生じました。

不用額については、入札執行時の差金によるものです。

支出の内訳は、備考欄に記載のとおりです。

後ほど施策の成果で内容についてご説明させていただきます。

次に、18ページをご覧ください。

14節、使用料及び賃借料の支出済額110万2千500円は、粗大ごみ破碎機スクリーロール補修時の賃借料です。

15節、工事請負費の支出済額1千354万5千円の内訳については、備考欄に記載のとおりで、煙突補修や補強工事等であります。

不用額の745万5千円は、入札執行時の差金によるものであります。

19ページをご覧ください。

4款、公債費、当初予算額1億1千874万1千円に対しまして、支出済額は、1億1千874万286円で前年度より、比較し2千678万5千760円、18.4%の減でした。

1項1目、元金、23節、償還金利子及び割引料の支出済額は、1億1千693万367円で、長期債元金償還金であります。

20ページをご覧ください。

1項2目、利子の当初予算額181万に対しまして、支出済額は180万9千919円です。

内容については、長期債利子償還金であります。

一番下の歳出合計の当初予算額7億4千606万6千円、補正予算額4千6万2千円、計7億8千612万8千円に対しまして、支出済額は、7億2千53万4千499円で、91.7%の執行率です。

前年度に比較し、649万8千942円、0.9%の増でした。

また、不用額6千559万3千501円につきましては、入札執行時の差金によるものです。

以上が、決算書の歳出の説明であります。

次に、22ページをご覧ください。

平成25年度実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。

1歳入総額7億8千603万184円、2歳出総額、7億2千53万4千499円、3歳入歳出差引額6千549万5千685円、4翌年度へ繰越すべき財源についてはありません。

5実質収支額6千549万5千685円、6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、3千500万円であります。

24ページをご覧ください。

平成25年度財産に関する調書についてご説明申し上げます。

1. 公有財産(1)土地及び建物については、前年度と同様に、土地や建物の地積や延面積の増減はありません。

25ページをご覧ください。

2. 物品について、ご説明いたします。

左から「区分」、「前年度末現在高」、「決算年度中増減高」、「決算年度末現在高」と記載してあります。

その中の真ん中で、△印の8万2千540枚と一番下の△の2万8千5



00枚について、ご説明いたします。

26ページをご覧ください。

収集ごみ袋棚卸高内訳をご覧ください。

始めに、△8万2千540枚について、ご説明申し上げます。

可燃ごみ袋（大）の決算年度内購入高180万枚に対しまして、その隣の「決算年度内販売高」が188万2千540枚ですので、購入枚数より販売枚数が多いことから△8万2千540枚となりました。

次に、一番下の資源ごみシールにつきましては、前年度末残高が36万7千540枚ありましたので、平成25年度は購入しませんでしたので、「決算年度内購入高」が0枚で、25年度の販売枚数が2万8千500枚販売できましたので、△2万8千500枚となりました。

次に、3. 基金（1）財政調整基金について、ご説明申し上げます。

前年度末現在高3億2千493万3千70円、決算年度中増減高△177万4千361円で、決算年度末現在高3億2千315万8千709円です。

△177万4千361円について、ご説明申し上げます。

真ん中の「年度中増減高明細」の内訳として、平成24年度からの繰入金3千800万円、預金利子22万5千639円の合計から、一般会計繰入金として基金からの歳出額4千万円を差し引きますと、△の177万4千361円となります。

28ページをご覧ください。

平成25年度地方債に関する調書についてご説明申し上げます。

平成25年度地方債明細表をご覧ください。

起債の年度は平成11年度から13年度までで、借入先は財務省からです。

起債の目的は、葬斎場建設事業や火葬場建設事業のためであります。

借入額合計 1 3 億 4 千 1 7 0 万円、利率は 2. 1 % から 0. 3 % です。

年度中償還額の元金と利子の合計は、1 億 1 千 8 7 4 万 2 8 6 円、未償還元金の合計額は、3 億 2 千 6 7 4 万 6 千 2 9 5 円であります。

償還終期は、平成 2 7 年 3 月 2 5 日、平成 2 8 年 3 月 2 5 日、平成 2 9 年 3 月 2 5 日であります。

決算書に関しましては以上でございます。

続きまして、平成 2 5 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算に係る主要施策の成果の説明書についてご説明申し上げます。

主には決算書 3 款の内容によるものとなります。

1 ページをご覧ください。

3 款火葬場事業費、内容は葬祭施設の適正な維持管理を行い、環境の保全と地域住民の福祉向上に努めました。

予算現額 9 千 9 5 9 万 4 千円、決算額 8 千 9 3 7 万 3 千円で 8 9. 7 % の執行率です。

前年度に比較し 2 千 9 2 6 万 7 千円の増でした。

火葬場の利用実績については、合計で 1 千 5 1 件、前年度に比較し 2 8 件の増、管内利用は、9 8 4 件、管外利用 6 7 件です。

式場利用実績については、合計で 6 1 件、管内利用は 6 0 件、管外利用 1 件です。

遺族控室の利用実績は、合計で 1 4 0 件、霊安室の利用実績は、合計で 3 7 件です。

次に、2 ページをご覧ください。

火葬場事業費の主な歳出内容について、ご説明いたします。

3、消耗品費 1 2 6 万 4 千円は、事務用品や日用品、炉や植栽関係で使用しています。

4、燃料費 7 0 8 万 1 千円は、火葬炉で使用しますプロパンガス代 7 0

1万4千円が殆どを占めています。

6、光熱水費681万円の内訳、電気代655万4千円、水道代25万6千円です。

7、修繕料関係604万3千円は、吸収冷温水機の整備や炉制御盤タッチパネル表示器2台と浄化槽液中膜カートリッジの交換を行いました。

15、受付運営・火葬業務委託料の2千910万6千円は、火葬受付業務7名分の業務委託であります。

1日常時4名以上のローテーション勤務の契約で事務2名・火葬2名の内容で、5年間の長期継続契約となっております。

次に、3ページをご覧ください。

18、山桑メモリアルホール清掃業務委託料の168万9千円は、毎月の定期清掃業務委託料であります。

5年間の長期継続契約となっております。

32、火葬炉全体積替工事2千940万円は、平成14年度から使用しておりました火葬炉の煉瓦等の全面更新として、1号炉から4号炉までの煉瓦の積替工事であります。

以上が火葬業務に関するものです。

4ページをご覧ください。

塵芥処理費について説明いたします。

塵芥処理の内容は、焼却施設の適正な維持管理を図り、1市2町から収集・運搬した一般廃棄物を処理し、生活環境及び公衆衛生の維持向上に務めました。

予算現額4億6千301万7千円に対しまして、決算額4億1千609万4千円で、89.9%の執行率であります。

前年度より2千124万1千円、5.4%の増でした。

ごみの収集実績は、平成24年度と平成25年度を比較いたしまして、

可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、不法投棄の合計が平成24年度より約140tの減少でありました。

可燃ごみ、資源ごみの減ったことが主な要因となっています。

次に、「処理・処分実績」では、焼却処理は、平成24年度と比較して増えておりますが「埋め立て処理」、「再利用」が減っています。

5ページをご覧ください。

清掃事業費の中で始めに、3、消耗品費の3千817万1千円については、ごみの収集袋購入代や焼却用薬品購入費関係等であります。

4、炉・処分場関係燃料費767万8千円は、A重油と機械・車両等の軽油が主なものになります。

6、電気料金（炉・処分場関係）3千392万円の内、焼却炉の稼働に係る高圧電力Aでの契約分は年間157万3千kwh使用し、3千286万円支出しています。

7、水道料金（炉・処分場関係）963万円の使用量は、年間4万4千523m<sup>3</sup>になります。

8、修繕料は、1億1千2万1千円です。

この内訳についてご説明いたします。

参考資料の4をご覧ください。

平成25年度衛生費、塵芥処理費、修繕費、内訳一覧の中の②粗大ごみ破砕機関係で約746万1千825円支出しています。

この施設は、平成10年4月の導入から15年が経過していることと、粗大ごみの直接搬入量の増加に伴う機械使用頻度の急増のため、エンジンや本体の摩耗が激しいことから、スクリーロールの補修、ロール用油圧モーター等の交換、破砕機の修理を行いました。

③松山清掃工場関係1億37万4千181円の内訳は、次のページをご覧ください。

平成25年度松山清掃工場修繕一覧表の中で主な修繕について、ご説明申し上げます。

内訳の内容で、カギカッコの上から3つ目の「排ガス処理設備」の電気集塵機の湿式電気集塵機補修やマルチサイクロンの補修、冷却洗煙塔の上部更新や下部の補修。

次に、一番下の「排水処理設備」のNGK（日本ガイシのポンプ）のメカニカルシールの補修や冷却洗煙塔ポンプ補修、次のページをご覧ください。

「灰出し設備」の捕集灰搬出装置内部交換や捕集灰搬出装置ケーシング補修その他の「清掃工場補修等で、松山清掃工場機器等補修などが大きな修繕であります。

松清掃工場修繕費の合計金額は、1億37万4千181円となります。

参考資料の4にお戻り下さい。

④最終処分場関係の重機関係の修理182万1千187円を加えて、修繕料総額は、1億1千2万1千292円となります。

施策の成果5ページにお戻り下さい。

10、収集袋販売手数料の279万円は、販売業者に収集袋の販売をしていただく手数料として、500枚単位で1枚当たり1円05銭支払うものであります。

次に、6ページをご覧ください。

17、電気集塵機・煙道清掃手数料296万1千円については、毎年度実施しているものであります。

機械施設の老朽化に伴い、清掃頻度は年々多くなりつつあります。

18、循環水槽他手数料154万7千円については、循環水槽や凝集沈殿槽など水槽の清掃手数料です。

25、最終処分場水処理施設保守管理業務委託料101万9千円は、年

5 2 回の水処理施設の維持管理と処分場全般の定期点検を行っています。

2 6、一般廃棄物処理施設環境測定分析業務委託料 1 3 4 万 3 千円は、清掃工場の排ガス・ごみ質、処分場の流入・放流水、また、周辺地下水の測定分析を行っています。

7 ページをご覧ください。

3 3、清掃工場排水処理ポンプ整備業務委託料 1 1 5 万 5 千円は、大型ポンプ 1 6 台の分解整備委託料であります。

3 4、粗大ごみ破砕機点検整備業務委託料 3 2 0 万 1 千円は、摩耗の激しい破砕機の点検整備です。

大きな修理となる前に不具合部分を特定し補修して延命化に努めています。

3 5、一般廃棄物収集運搬業務委託料 8 千 2 5 5 万 3 千円は、可燃ごみ・資源ごみ等収集運搬業務等に係る委託です。

内訳で、匝瑳市の中央部をトーソーメンテナンス(有)、匝瑳市の外周部を東起クリーンサービス(有)、旧野栄、旧光地区及び多古町を(株)五十嵐商会に業務委託したものです。

3 年間から 5 年間の長期継続契約となっています。

資源ごみについては、共同リサイクル(株)、小型家電等破砕処理業務は、スズキメタル(株)へ委託しています。

3 7、一般廃棄物仕分業務委託料 3 3 4 万 1 千円は、清掃工場選別施設用地内での搬入ごみ等の仕分作業を匝瑳市シルバー人材センターに委託しているものです。

3 8、松山清掃工場運転管理業務委託料 4 千 6 4 4 万円につきましては、焼却運転業務委託料で、5 年間の長期継続契約になっています。

4 0、焼却灰運搬業務委託料 4 0 7 万 3 千円は、焼却灰処理業者までの運搬経費です。

4 1、焼却灰処理業務委託料 3 千 6 3 2 万 1 千円。

焼却灰処理は、リスク分散の意味から 2 社に業務を委託しています。

8 ページをご覧ください。

4 4、ごみ処理基本計画策定業務委託料 1 8 9 万円は、市町村が長期的、総合的な視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となる計画の策定を委託したものであります。

5 0、煙突の補修、補強工事 1 千 2 6 0 万円は、煙突の経年劣化部分の補修を実施し、煙突の倒壊防止として、煙突外部に炭素繊維シートを全面 3 層積層する工事を行いました。

5 5、木積区集落内道路整備事業補助金 1 3 5 万円は、木積区の集落内の道路をコンクリート舗装にするための補助金を支出したものであります。

以上が概要の説明となります。

続きまして、平成 2 5 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組一般会計歳入歳出決算審査意見書についてご報告いたします。

去る 7 月 1 4 日、当組合事務所会議室に於いて、石井代表監査委員・鈴木監査委員、両監査委員に、決算の書類審査を受けて、総論のとおりご意見をいただきましたので、ここにご報告いたします。

以上、説明とさせていただきます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

質疑を行います前に予め申し添えます。

会議規則第 4 6 条により、1 つの議案に対する質疑は、1 人 3 回までとなっております。

また、質疑については、議案の範囲とし重複する事項を避け、円滑な議事運営ができますようご協力をお願いいたします。

それでは、質疑を許します。

石田議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、石田議員。

石田議員 2点ほどお伺いします。

1点目は基本的なことですが、公平委員会に1万円支出がありまして、決算書の12ページの公平委員会とはどういうものですか。

他は読めばだいたい分かりますが。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、佐藤事務局長。

佐藤事務局長 内容について、調べさせていただいてよろしいですか。

石田議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、石田議員。

石田議員 もう1点ですが、山桑火葬場に売店が入っていますよね。

これは、一般の市民に聞かれるのですが、業者はずっと同じ経営者がやっているのではないかということで、この経営者の選択については入札をやって選ばれているのか、うわさですけど、火葬場を造るに当たり大変な協力を得たからその見返りと言っては何ですけど、それによってある方に営業権を与えてその方がずっとやっているという風に言われているので、事実関係はどうなのかこの際お尋ねしたいと思います。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、佐藤事務局長。

佐藤事務局長 現在、山桑火葬場で、売店を開いている方は、宇野さんという方です。当時、こちらの土地を所有していた方です。

山桑メモリアルを造る時に協力してくれた方で、その時にこちらに売店を出店させていただきたいとのお話があり、承許した経緯があります。

石田議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、石田議員。

石田議員 そうしますとそれは、山桑の火葬場が存続する限りその状態がずっと続



くということですか。

それとも、ある年度を切って、協力に対して答えることは分かりますけれども、やはり年度を区切って考え直すとかそういったことはどうですか。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、佐藤事務局長。

佐藤事務局長 今のところは、他に売店を出店させていただきたいとの話しはございませんので、このまま継続して行く予定でございますが、今後契約の年数については、検討させていただきたいと思います。

椎名議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、椎名議員。

椎名議員 火葬場の電動の台車がありますが、これの設備費、維持費どのくらいになるのか。

電動でなければならないのかということも含めて、お聞きしたいと思います。

それともう1点、今葬儀が小さくなっていますが、家族葬とかそういう小さい葬式にどう対応すればいいかということで、準備というか用意は出来ているのか、基本的な方針として民間を圧迫してはならないというようなことを伺っているのですが、それとの関係ではどうなのか。

私は、そういった隙間になっているところをやってもいいのではないかなと思ひまして、伺いたいと思います。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、佐藤事務局長。

佐藤事務局長 まず、小さな葬儀に関してご説明させていただきます。

山桑の職員で、祭壇、椅子を並べる時に人数に合わせて少ない場合には、椅子を少なくするなど調整を行っております。

石橋次長 はい、議長。

佐藤議長 はい、石橋次長。

石橋次長 台車の件ですが、記憶で申し訳ないのですが、本体を買いまして電気部品とかを若干交換いたしました。

それと電動ですので、バッテリーを交換しております。

この状態で設立の当初から、今まで使っております。

ですから経費がどれだけと言われましても、その部分でそれほど経費が掛かることはないはずです。

ただ、どれだけの耐用年数があるのかは、分かりかねるところであります。手で押すというのは結構大変なことです。どうかなと思っております。

電動台車につきましては、玄関から火葬炉に入れるまでの電動の台車が2台あります。

それと、火葬が終わってからお骨を耐火煉瓦の台車ごと収骨室に持って行く台車が2台ありまして、台車そのものは種類が違うものが2種類各2台で現在使っております。

以上です。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、佐藤事務局長。

佐藤事務局長 先ほどの石田議員さんの公平委員会の負担金の1万円についてご説明させていただきます。

公平委員会は、地方自治法第202条の2第2項地方公務員法により定められた、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずることなどを行っているところです。

椎名議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、椎名議員。

椎名議員　小さい葬式のことですが、式場を小さくしたり大きくしたりということではなくて、場合によっては式そのものをやらないこともあるんですよ。

火葬するだけでその前で拝むだけのケースもあるんですよ。

今も出来ないことはないのですが、そういうこともやれますよとの考えも必要ではないかと、それともし式場を使うのであれば値段のことも出て来るのではないかと、そういうことがあるから式場を使わないということもありますので、ちょっと考えておいた方がいいと思います。

石橋次長　はい、議長。

佐藤議長　はい、石橋次長。

石橋次長　家族葬ということで、私も山桑におりませんので、聞いた話しですが実際には身内の方が数人で来られて、やっていることもあります。

それと式場を使わないということで、遺族控室の1と2がございます。

式場を使いましてお通夜の時は遺族控室1を使います。

遺族控室2は、別室料金でお貸ししております。

そこに小さな遺影を置く物も用意していますので、今後の課題とは思いますが、そちらに遺影をやり畳の部屋になりますけどそういうことができると思っております。

以上です。

石田議員　はい、議長。

佐藤議長　はい、石田議員。

石田議員　管理者にお伺いした方がよろしいかと思いますが、公平委員会というのは3自治体ですけども、それぞれの自治体の中にあるわけですか。

内容はわかりましたが。

公務員になった人ということですか。

太田管理者　はい、議長。

佐藤議長　はい、管理者。

太田管理者 今言われたように、この場合の1万円の委託料は組合の職員に係る案件が出た場合に、対応するという事です。

菅澤副管理者 はい、議長。

佐藤議長 はい、副管理者。

菅澤副管理者 県の公平委員会に加入して委託しています。

行木議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、行木議員。

行木議員 平成25年度は、2件の事故がありました。

主要施策の成果にもありますが、こちらは田んぼの方の事件、そして上の粗大ごみ集積場でも1件、示談金等はすべて支払うと、今後は気を付けていただきたい、田んぼの方の処理は掘削は終わっているのですが、周辺水路の掃除は終わっていないです。

そういった物が残っていますので、これはやはり今後考えていただきたい。

交通事故ですが、皆さん集積場に行ったことはあると思いますが、あそこは私たちが入って行きまして停車位置が書いていないんです。

そんなざっと出来た感じのところでありまして、今後気を付けるとは言っていますが、是非その辺の誘導、敷地内の停車位置そういった物をやらなければまたこのようなことが起きると感じています。

今どのようなことをやっているか聞きたいですが、とにかく見た感じでは、残念なところがあります。

是非お願いしたいと思います。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、佐藤事務局長。

佐藤事務局長 ごみを処理するために選別施設に来た方は、シルバー人材センターの職員と組合の職員が対応しています。

すぐに、ごみの内容を確認し、缶類はこちら、段ボールはそちらと捨てる場所を説明させていただいております。

普段捨てに来ている方ですと、自分がどこに捨てるのか分かっていますので、その方は車でそこまで行っています。

それ以外の方が職員に捨てる場所を訪ねて来たときは、すぐにごみの種類を確認し誘導させていただいております。

行木議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、行木議員。

行木議員 説明して誘導させることはよく分かります。

ただどこに停めていいか最初の門を入れて事務所があります。

その前が一般的に停まって指示される場所だと思うんですよ。

そこに何も書いてない、ですから今そこら辺の話しをしているところでありまして、是非その辺が分かりやすい位置で一回停車し、係員がシルバーセンター職員でもいいので慣れた方が誘導して、ここで降ろして下さいと話しをしてきちんとやるべきであります。

慣れているからどんどん入って行ってしまうのはおかしいです。

一度停まるということですよ。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、佐藤事務局長。

佐藤事務局長 ただいまのご意見ですが、事務室の前に白線で停止線を引かまして停まる位置が分かるようにしたいと思います。

佐藤議長 他にいかがですか。

(「なし」の声)

佐藤議長 お諮りいたします。

議案第1号の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め議案第1号の質疑を打ち切ります。

佐藤議長 続きまして、議案第2号匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

佐藤事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、佐藤事務局長。

佐藤事務局長 それでは第2号議案についてご説明いたします。

匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例についてのご説明ですが、地方公務員法第35条には職務に専念する義務について定められております。

当組合においては、本条例は整備されていなかったことから匝瑳市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例に基づきまして、運用を行ってまいりました。

当組合におきましても、職務の専念義務の免除に対し適切に対応するため条例を制定するものでございます。

以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

直ちに質疑を許します。

ご意見等ございますか。

(「なし」の声)

佐藤議長 お諮りいたします。

議案第2号の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め議案第2号の質疑を打ち切ります。

以上で、議案に対する質疑を終結します。

佐藤議長 続いて、日程第9の討論に入ります。

討論の申し出はございますか。

(「なし」の声)

佐藤議長 お諮りいたします。

討論の申し出がありませんので、討論を終結することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、討論を終結いたします。

佐藤議長 これより、日程第10の各議案の採決に入ります。

議案第1号成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

佐藤議長 挙手全員でございます。

よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

佐藤議長 議案第2号匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

佐藤議長 挙手全員でございます。

よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

これにて、議案の採決を終結いたします。

佐藤議長 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

皆様方のご協力に対しまして、感謝を申し上げます。

これをもちまして、平成26年9月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

【閉会：午前11時20分】